平成２２年（フ）第３５号
兵庫県淡路市塩尾729番地20
債務者　戎　香里菜こと　ＥＢＩＳＵＣＡＲＩＮＡ　ＤＥＬＥＯＮ
１　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第３７号
兵庫県洲本市上物部777番地８
債務者　加藤奈緒美（旧姓橋本）
１　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第１５８号
佐賀県唐津市浜玉町平原乙57番地１、前住所佐賀県唐津市久里3008番地２　サンクレインＡ―102号
債務者　野中　悦子
１　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第６１号
福島県西白河郡矢吹町白山838番地11
債務者　関根　千佳
１　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第４９４号
神戸市須磨区飛松町３丁目６番14―503号、従前の住所神戸市須磨区大田町２丁目４番１号ステラコートⅡ402号
債務者　永田まゆみ
１　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５３４号
神戸市垂水区上高丸２丁目１番７―503号
債務者　濱名佐名枝
１　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６２４号
神戸市兵庫区御崎本町３丁目３番29―1302号
債務者　森　由美子
１　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６４４号
神戸市兵庫区駅南通５丁目２－６―303、住民票上の住所神戸市灘区原田通２丁目１番３号Ｎ４
債務者　瀧　久美子（旧姓小野）
１　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６４５号
神戸市長田区二葉町５丁目１番１―913号
債務者　小原さつき（旧姓河田）
１　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６４７号
神戸市東灘区御影中町２丁目４番12号御影マンション４Ａ号
債務者　森脇　恵子
１　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６５４号
神戸市兵庫区湊町１丁目１番３―304号
債務者　藤井八重子
１　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６５８号
神戸市須磨区西落合４丁目１番228―104号
債務者　宮坂　育代
１　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６６０号
兵庫県三木市緑が丘町中１丁目15番地の43、従前の住所兵庫県加西市繁昌町1550番地の184
債務者　片山　俊次
１　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１９６号
名古屋市北区中丸町２丁目33番地の４
債務者　坪井香代子
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５６号
奈良市宝来２丁目23番23―203号
債務者　石口　春美
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１１８号
広島県府中市目崎町575番地５
債務者　高橋　照子
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１２９号
広島県府中市上下町上下1688番地３
債務者　石田　大介
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１３１号
広島県福山市能島３丁目17番２―302号　Ｂ、旧住所広島県福山市沖野上町４丁目16番５―203号
債務者　阿部　正典
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係